

令和元年度第2回座間市地下水保全連絡協議会 会議録

- 1 日 時 令和2年1月30日（木） 午後2時45分～午後4時55分
- 2 場 所 サニープレイス 講習室
- 3 出席者 委 員 岩田委員、小俣委員、室星委員、小林委員、山田委員、塩谷委員
渡邊委員、野口委員
事務局 環境経済部長、環境政策課長、環境保全係長、主査1名、主事1名
- 4 公開の可否 公開 一部公開 非公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題 ・座間市地下水保全連絡協議会要領の一部改正について
・「湧水ざまップ」の増刷について
・その他
- 7 配布資料 ・次第
・資料1 座間市地下水保全連絡協議会要領（案）
・資料2 「湧水ざまップ」在庫管理表

8 視察研修

地下水総合調査における各調査地点を3箇所視察。

地下水総合調査の受託者であるパシフィックコンサルタンツ（株）担当者より、各視察地点で内容の説明を受けた。

(1)視察地点

- ①湧水量調査地点（第3水源脇の湧水）
- ②河川水位・流量調査地点（第3水源脇）
- ③地下水位調査地点（緑ヶ丘第3公園井戸）

9 議 事

(1) 座間市地下水保全連絡協議会要領の一部改正について

- ① 事務局より、座間市地下水保全連絡協議会要領の一部改正について説明

・事務局

地方公務員法及び地方自治法の改正が本年4月1日に行われ、新たに会計年度任用職員制度が導入されることになり、任用要件や労働条件の具体的な定めが設けられ「特別職非常勤職員」の要件が厳格化され、「座間市地下水保全連絡協議会委員」が、「特別職非常勤職員」の要件から外れ、「有償ボランティア」に位置付けられます。

そのため、新たに支払の根拠を持たせる必要があることから、第9条に「謝礼」の項目を新たに追加し、対応を図ることとしました。

② 質疑応答

- ・岩田会長

報酬金額が変わる訳ではないのに、なぜ改正する必要があるのか。

- ・事務局

根拠としていた法律が改正されたことにより、要領を一部改正し、謝礼の支払要件を持たせた形になります。

※座間市地下水保全連絡協議会要領の一部改正について承認される。

(2) 「湧水ざまップ」の増刷について

① 事務局より、「湧水ざまップ」の増刷について説明

- ・事務局

座間市の湧水を広く紹介するため、本協議会で発行している「湧水ざまップ」は、市民情報コーナーや各種イベントなどで、毎年300～400部程度配布され、市内外から大変好評をいただいています。

その結果、現在の残部数は、本日時点で200部弱となっておりますので、増刷を行いたいと考えております。

増刷部数は、残数等も勘案して1,500部を予定し、見積を取ったところ、税込みで198,000円となり、この経費は地下水保全対策基金を活用したいと考えております。

協議会の承諾を得られた場合、予算計上のうえ令和2年度の早い段階で増刷にかかりたいと考えております。

② 質疑応答

- ・小俣副会長

今回は増刷だけで、中身の訂正等見直しは行わないのか。

- ・事務局

今回は増刷のみを考えており、平成29年度から5カ年かけて実施している地下水総合調査の結果を見て、その後修正することもあるかも知れません。

※「湧水ざまップ」の増刷について承認される。

(3) その他

- ・小林委員

環境に関連するイベントを企画しており、内容を簡単に説明すると、市民が取り組む環境対策に関する発表の場を設ける目的で、市民環境活動報告会を開催しています。

今回は、基調講演をはじめ、7項目の発表を行います。

興味のある方は、ぜひ参加してください。

・事務局

次回の協議会開催日については、3月を予定しておりますので、改めて日程調整をさせていただきます、開催日が決まり次第通知連絡をさせていただきます。